

## 「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>「関連資料、その他」の「報道資料」で（「概要」でも同様）  「令和4年1月1日より、健康保険制度において任意継続被保険者の標準報酬の設定方法が見直されることを踏まえ、地方公務員共済制度における任意継続組合員の標準報酬の設定方法についても同様の改正を行います。」  こう書いてある。</p> <p>「見直されることを踏まえ」「同様に改正を行います。」とあるが、みんなが右を向いたから私も右を向くという、いわゆるそれは「右にならえ」なのであって、左を向いても（同様に改正しなくても）いいわけである。同様に改正する事に反対しているのではなく、判断材料として同様に改正しないといけない理由は書くべきである。</p>	<p>政令案は、地方公務員共済組合における任意継続組合員の標準報酬について、健康保険制度における任意継続被保険者の標準報酬の見直しを踏まえ、同様の措置を講ずるものです。</p> <p>健康保険制度においては、任意継続被保険者の標準報酬月額の設定方法について、健康保険組合の実情に応じて柔軟な制度設計が可能となるよう見直しが行われました。このような仕組みの必要性は地方公務員共済制度においても同様に当てはまることから、本改正を行うものです。ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	なし
<p>具体的な月額設定方法、事例毎の月額が明示されていませんが、明らかにしてください。</p>	<p>任意継続組合員の標準報酬月額につきましては、現行の規定において、資格喪失時の標準報酬の月額と当該組合の全組合員の平均値のいずれか低い額に設定することとされております。</p> <p>政令案は、上記の規定にかかわらず、組合の定款で定めることにより、資格喪失時の標準報酬の月額が当該組合の全組合員の平均値より高い場合は資格喪失時の標準報酬の月額（又は資格喪失時の標準報酬の月額と当該組合の全組合員の平均値の間で定款で定める額）とすることを可能とするものです。</p>	なし